

## 模擬取引事例に関するよくあるお問い合わせ

※こちらに記載された内容以外で質問事項がある場合は、指導鑑定士より研究・研修課宛にメール（kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp）にてお問い合わせください。

### ○模擬取引事例システムに関する内容

Q1 模擬取引事例システムを利用するにあたり受講が必要なe研修はありますか？
受講を必須としているe研修はございませんが、現在既に配信しているe研修「実務修習指導鑑定士研修（平成29年度改正）」内に2023年12月1日(金)より新パートとして、修習生が受講する「実務修習における安全管理措置に関する講習」を追加していますので、指導の際の参考としてください。 また、模擬取引事例の取り扱い等については、一般実地演習実施要領「7. 模擬取引事例システム及び模擬取引事例」で定めています。 その他指導にあたる際は、指導鑑定士ハンドブックQ&A「I-6 事例資料の収集にあたって」をご参照ください。
Q2 システムを開いても「現在利用可能なサービスがありません」という表示が出て閲覧ができません。
以下の3つの原因が考えられます。 ①現に指導している修習生が登録されていない場合 模擬取引事例システムを利用するには「現に指導を行っている旨本会に登録をしている」必要があります。回の途中から指導に当たることになった場合は、本会まで実地演習実施機関等の変更届書を提出しているか修習生に確認をしてください。 ②REA-NETの利用資格がない場合 模擬取引事例システム利用にはREA-NETの利用資格が必要となります。有効期限は切れていないか等ご確認の上、必要手続きを行ってください。 ③その他 本会まで直接お問い合わせください。
Q3 同じ模擬取引事例を複数の修習生に貸与する場合、1枚のみ取得し、それをコピーしても問題ないですか？
模擬取引事例取得時のインフォームドコンセントで指定する利用目的（修習生及び細分化類型）以外での使用は禁止しています。（一般実地演習実施要領「7. 模擬取引事例システム及び模擬取引事例」(3)①より） 同じ模擬取引事例であっても、貸与する修習生が異なる場合は、必要人数分それぞれ取得し直してください。また、インフォームドコンセントで指定した修習生及び細分化類型は番号として事例管理番号内に記載されます。

### ○模擬取引事例に関する内容

Q1 取引価格が空欄となっている模擬取引事例はどのように対応すればよいですか？
指導鑑定士ハンドブックQ&A 28ページ（「Q 1 4 模擬取引事例を採用する際の留意点を教えてください」）に対応方法を記載していますので、ご確認ください。
Q2 実際の取引価格と異なっている模擬取引事例があります。
模擬取引事例はあくまでも実務修習における演習用の事例のため、実際の価格と異なっても問題はありません。
Q3 採用事例が複合不動産の場合、修習生が提出する取引事例カードの建物価格は空欄でも問題ないですか？
採用事例が複合不動産の場合は、提出用の取引事例カードについても建物価格を空欄のまま提出して問題ありません。